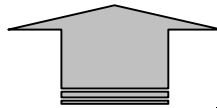


経営mapx入会申込書



FAX番号 03 - 3556 - 2902

ご注意! お申込時点より課金が始まります。

サービスの詳細につきましては、e-マネジメント株式会社ホームページ上の「経営mapxとは?」をご覧ください。お申込みの際は、裏面に掲載されている『ご利用規約』及び『個人情報の取扱いについて』にご同意いただける場合、会社印の捺印及び下記に必要事項をご記入の上、FAXでお申込みいただくか、弊社ホームページからお申込みいただけます。

『経営mapx』にご入会いただくと

月1000通のスカウトメッセージが送信可能な『転職mapx』
銀行やVCなどの新規パートナーが探せる『資金調達mapx』
プレスリリースを思う存分掲載・配信できる『PRmapx』

全ての『mapxシリーズ』を月々10,500円でご利用いただけます!!

は必ずご記入ください

お申込み日 平成 年 月 日

会社情報 (会社印は裏面の利用規約・個人情報の取扱いについてにご同意いただける場合に、捺印してください)

フリガナ					会社印
貴社名					
フリガナ					役職名
代表者名	姓		名		
住所	〒	-	都道府県		
TEL	-	-	FAX	-	-

担当者様ご連絡先 (住所・TEL・FAXは上記と異なる場合のみご記入ください)

フリガナ					部署名	役職名
ご担当者名	姓		名			
メールアドレス						@
住所	〒	-	都道府県			
TEL	-	-	FAX	-	-	

料金のお支払い方法 (ご希望の方法を選び、下記の に印を付けてください。)

口座振替(月々のお支払い)	当月分のご利用料金を前月の当社指定日に銀行口座から引き落としさせていただきます。
銀行振込(1年分の一括お支払い)	1年分のご利用料金を当社指定日までに指定の銀行口座にお振り込みいただきます。

ご退会される場合には退会月の15日までに所定の手続きをお取り下さい
15日までに退会の意思表示がない場合には翌月分の会費が発生します

ご紹介者

【このFAX及び個人情報に関するお問い合わせ】

e-マネジメント株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-3 泉館紀尾井町2階 (tel) 03-3556-2901 (fax) 03-3556-2902

http://www.emanagement.co.jp , e-mail : mapxsupport@keiei-mapx.com

担当

W

＜ 経営map x 利用規約 ＞

第1条（定義）

1 「経営map x」とは、e-マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます）がインターネット上で提供する会社の経営関連（求人・販売・資金調達等）の情報総合サイト（アドレス「http://www.keiei-mapx.com」）な。同サイト内で提供する情報に関連して送受信する電子メールの取扱、及び、経営map xに付随して弊社が提供するサービスの全部を含みます）の総称をいいます。

2 「経営map xウェブサイト」とは、アドレス「http://www.keiei-mapx.com」(同アドレスで始まるものを含みます)であるウェブサイトを含みます。

3 「経営情報等」とは、弊社が経営map xにおいて提供する会社の経営関連（求人・販売・資金調達等）の情報をいいます。

4 「会員登録」とは、経営map xウェブサイトにおいて、弊社の求める情報（以下「登録情報」といいます）を入力して、弊社の承認を受けるといいます。

5 「経営map x会員」とは、会員登録をした者をいいます。

6 「個別規約」とは、弊社が、経営map xウェブサイトにおいて、本規約とは別に表示する利用規約ないし経営map xの利用に関する定めをいいます。

7 「利用料金」とは、経営map x会員が弊社に対して経営map xを利用する対価として支払う弊社の定める金額及び同金額に対する消費税を含みます。

第2条（適用）

1 本規約は、経営map xの利用に関して、弊社と経営map x会員の間の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間において、経営map xの利用に関する一切の関係に適用されるものとします。

2 個別規約は、名称の如何を問わず、本規約の一部を構成するものとします。なお、本規約と個別規約の間に関連がある場合には、個別規約が優先して適用されるものとします。

第3条（会員登録）

1 会員登録の申請は、経営map xの利用を希望する者が自ら行なうなければなりません。

2 弊社は、弊社の判断により、経営map x会員となろうとする者に対して、会員登録の申請を拒否することができるものと、経営map x会員とならうとする者は、予め、会員登録の申請を認められないこと、及び、会員登録の申請を拒否されたことに対して一切の異議を述べないこと等を予め承諾の上、弊社に対して会員登録を申請するものとします。

3 弊社は、会員登録を申請した経営map x会員となろうとする者に対して、会員登録の申請を承諾するか拒否するかを判断するために、登記簿謄本その他の弊社が必要と認めた資料の提出を求めることができます。

4 経営map xの利用を希望する者は、会員登録の申請に際して、真実の登録情報を入力しなければなりません。また、経営map xの利用を希望する者は、入する登録情報の内容に起因して生ずる不利益の全てを享受することについて、予め承諾の上、会員登録を申請するものとします。

5 経営map x会員となろうとする者は、会員登録を申請したことによって、本規約及び別途定める弊社のプライバシーポリシー（以下「本規約」といいます）に従うことを承諾をしたものとみなされます。なお、本規約等に従う意思のないことを表明し、会員登録の申請をしないことよってのみ行うことができるとします。

6 経営map x会員となろうとする者は、会員登録を申請した後、弊社の承認を受けたときから、経営map x会員となり、経営map xを利用できるものとします。

第4条（経営map x会員）

1 経営map x会員は、会員登録をしている間、経営map xの利用に際して、法律、政令、条例などの法規範及び本規約等を遵守しなければなりません。

2 経営map x会員は、電子メールの送信や投稿など、経営map xを利用する際には、入する事項の全部について、真実を入力しなければならぬものとするとし、内容が真実であることについての責任を負うものとし、入力した内容に起因して生ずる不利益の全てを享受するものとします。

3 経営map x会員は、登録情報に変更を生じた場合には、経営map xにおいて、遅滞なく、同情報の変更または削除をしなければなりません。また、弊社も、登録情報が真実であることを確認するために、何時でも、経営map x会員に対して、登記簿謄本、その他の弊社が必要と認めた資料の提出を求めることができます。また、経営map x会員は、遅滞なく、弊社の求めた資料を提出しなければなりません。

4 経営map x会員は、以下の行為をすることができません。

(1) 経営map xを利用して取得した経営情報等を、対価の有無を問わず、自己以外の第三者に開示すること

(2) 経営map xを利用して取得した経営情報等を、自己の経営に利用する範囲を超えて使用すること

(3) 経営map xの利用に際して、弊社又は第三者の権利（著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の知的財産権を含みます）を侵害すること、個人又は団体の名誉を毀損すること、又は、法令又は公序良俗に反する行為（反するおそれのある行為を含みます）をすること（弊社をして経営map xにおいて表示させる行為をすることを含みます）

(4) 経営map xを利用するに際して、経営map x会員が所属する団体、協会等の内部規定、規約等に違反すること

(5) 経営map xを利用するに際して、コンピューターウイルスその他の有害なコンピューターウイルスを含むプログラムを送信等すること（弊社をして経営map xにおいて表示させることを含みます）

(6) 経営map xを利用するに際して、弊社の定める一定以上の容量のデータを送信すること

(7) 弊社又は第三者に損害を生じさせる目的又は方法で、経営map xを利用すること

(8) 経営map xの運営を阻害するおそれのある行為をすること

(9) その他、弊社が不適切であると判断する行為をすること

5 経営map x会員は、経営map xを利用して経営map x会員が取得した情報（電子メールの内容を含みます）を、自己の責任で保存するものとします。

6 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、経営map x会員が入力した全ての情報が、経営map x上で表示・利用されることについて、経営map xの運営を阻害することを目的とした著作権等全ての知的財産権の主張をしないことを承諾するものとします。

第5条（利用料金）

1 経営map x会員は、弊社に対し、「経営map x会員」入会金、及び、毎月の利用料金を、弊社の指定する方法で支払うものとします。

2 利用料金は毎月末締で計算するものとし、当月分の利用料金を前月の弊社指定日曜日口座から引き落とす方法、または、1年分の利用料金を弊社指定日曜日に弊社指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。

3 「経営map x会員」となった場合、承認の日付如何に拘らず、申請日の当月分の利用料金が全額発生するものとします。

4 会員登録を抹消する際の翌月の利用料金は、毎月15日以前に会員登録の抹消申請をした場合には翌月分の利用料金は発生しないものとし、毎月16日以降に会員登録の抹消申請をした場合には翌月分の利用料金は全額発生するものとします。

5 支払済の利用料金は、理由の如何を問わず返還を要しないものとし、未払の利用料金は、理由の如何を問わず減額されないものとします。

第6条（アクセス等）

1 経営map x会員は、1アカウントについて同時に3ユーザーまで、経営map xを利用することができるものとします。

2 経営map x会員は、自己の責任において、経営map xを利用するために必要となるパスワード及びIDを管理するものとし、有償無償を問わず、これを第三者に使用させたり、譲渡等することはできません。

3 経営map xを利用するために必要となるパスワード及びIDを、経営map x会員以外の第三者が使用したこと起因して生じる損害については、原因の如何を問わず、経営map x会員が全てを負担するものとし、弊社は一切の責めを免れるものとします。

4 経営map x会員が経営map xを利用するために必要となるパスワード及びIDを失念し、又は、経営map x会員において経営map x会員以外の第三者に使用されたことが判明した場合には、遅滞なく、その旨を弊社に報告するとともに、弊社の指示に従うものとします。

第7条（会員登録の抹消）

1 弊社は、以下の各号の一にでも該当する場合には、経営map x会員に対する事前の通知をすることなく、経営map x会員の会員登録を抹消又は利用を一時停止することができるものとします。

(1) 経営map x会員が、本規約等に違反した場合

(2) 弊社において経営map x会員が反社会的勢力に該当するものと判断した場合、又は、反社会的勢力と関連があるものと判断した場合

(3) 弊社において経営map x会員の所在が確認できない場合

(4) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算手続開始の申立があったとき

(5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立があったとき、又は、滞処分を受けたとき

(6) その他、弊社において会員登録を抹消又は利用を一時停止することが相当であると判断したとき

2 弊社は、経営map x会員の会員登録を抹消又は利用を一時停止したこと起因して生じる損害について、一切の責めを免れるものとします。

3 経営map x会員は、経営map xにおいて、何時でも、会員登録を抹消することができるものとします。但し、毎月15日以前に会員登録の抹消申請をした場合には当月末日まで、毎月16日以降に会員登録の抹消申請をした場合には翌月末日までは、経営map xを利用することができることに、第5条第4項に定めた利用料金は全額支払わなければならないものとします。

4 経営map x会員は、会員登録の抹消後、遅滞なく、弊社の指示に従い、弊社より交付又は送信を受けた経営map xに関連するマニュアル、ソフトウェア、資料等を返還又は廃棄等するものとします。

第8条（運用）

1 弊社は、経営map x会員に対して事前に通知することにより、経営map xの内部の全部又は一部を、変更又は廃止することができます。

2 弊社は、以下の各号の一にでも該当する場合には、経営map x会員に対する事前の通知をすることなく、経営map xの全部又は一部の利用を永久に停止又は一時的に中断することができるものとします。

(1) 経営map xに係るコンピューターシステムの点検又は保守作業を定期的に行う場合

(2) コンピューターシステム又は通信回線等が、転変地災、コンピューターウイルスの感染等の事故により停止した場合

(3) その他、弊社が停止又は中断が必要であると判断した場合

3 弊社は、本規約等を何時でも変更することができるものと、経営map x上に変更後の規約が表示された日の翌日から2週間が経過した後は、全ての経営map x会員に対して、変更後の規約が適用されるものとします。

4 弊社は、経営map x会員が入力したことなどにより、経営map xに表示される経営map x会員登録情報その他の情報を保存する義務を負うものではなく、また、何時でも削除することができるものとし、そのことに起因する如何なる損害にも、責めを負うものではありません。

第9条（免責）

1 経営map x会員は、自らの意思と責任において経営map xを利用するものであり、弊社は、経営map x会員が経営map xを利用したことに直接、間接的に起因する損害について、一切の責めを免れるものとします。

2 弊社は、経営map xで提供する経営情報等について、内容の真実性、確実性、正当性及び適法性（団体、協会等の内部規定、規約等に違反していないことを含む）等を保証するものではないものとします。

3 弊社は、経営map x会員に対して、経営map xを利用することにより、人材の採用・資金調達行為等の成果を保証するものではありません。

7 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して入力した内容（同内容の一部を含みます）について、弊社が他社の管理するウェブサイト上に転載することを予め承諾するものとします。

第10条（紛争処理）

1 経営map x会員が経営map xの利用に関連して、他の経営map x会員、求職者会員、一般利用者その他の第三者との間で紛争を生じたときは、遅滞なく、その旨を弊社に報告するとともに、経営map x会員の費用と責任において紛争を解決して、その結果を弊社に報告しなればならないものとします。

2 経営map x会員による経営map xの利用に関連して、弊社が他の経営map x会員、求職者会員、一般利用者その他の第三者に対して損害を賠償した場合には、経営map x会員は、過失の有無を問わず、弊社が賠償した金額を弊社に対して支払わなければならないものとします。

3 弊社の責めに帰すべき事由によって経営map x会員に損害を与えた場合には、弊社は、損害賠償の事由が生じた日の過去1年間にわたって経営map x会員が現実支払った利用料金の総額を上限として賠償をすれば足りるものとします。

4 経営map x会員が経営map xの利用に際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

5 経営map x会員が経営map xの利用に際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

第11条（秘密保持）

1 経営map x会員は、本規約等及び経営map xに関連して相手方より書面の交付、口頭による伝達、磁気的記録媒体もしくは光学的記録媒体の交付、電子メールの送受信等により知ることのできた、相手方に関する営業上、技術上その他業務上の一切の知識及び情報の内、以下の各号に規定するものを除いては、経営map xを利用する目的のみに利用するものとし、複製、改変、第三者に対する開示、漏洩その他の一切の同目的行為をすることができないものとします。

(1) 相手方から開示を受けた時点において、既に公知となっていたことを自己が証明できるもの

(2) 相手方から開示を受けた後、自己の故意及び過失によらず公知となつたことを自己が証明できるもの

(3) 相手方より開示を受ける前に自己が知得し、又は、秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを自己が証明できるもの

(4) 開示を受けることについて相手方の事前の書面による承諾があるもの

2 本規約等の変更に関する通知その他の当社から経営map x会員に対する通知又は連絡、及び、本規約等に基づいて生じた権利又は義務を、第三者に対して譲渡、移転、担保に供すること、その他処分をすることができないものとします。

3 弊社は、経営map xの営業を第三者に譲渡した場合には、同営業譲渡に伴い、弊社に対する契約上の地位及び本規約等に基づいて生じた権利又は義務並びに会員登録に際して経営map x会員が入力した情報その他の情報の一切を同営業譲渡の承認を受け承諾させることができるものと、経営map x会員は同譲渡の承諾を予め承諾するものとします。

4 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

第12条（連絡方法）

1 経営map x会員は、本規約等及び経営map xに関連して相手方より書面の交付、口頭による伝達、磁気的記録媒体もしくは光学的記録媒体の交付、電子メールの送受信等により知ることのできた、相手方に関する営業上、技術上その他業務上の一切の知識及び情報の内、以下の各号に規定するものを除いては、経営map xを利用する目的のみに利用するものとし、複製、改変、第三者に対する開示、漏洩その他の一切の同目的行為をすることができないものとします。

(1) 相手方から開示を受けた時点において、既に公知となっていたことを自己が証明できるもの

(2) 相手方から開示を受けた後、自己の故意及び過失によらず公知となつたことを自己が証明できるもの

(3) 相手方より開示を受ける前に自己が知得し、又は、秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを自己が証明できるもの

(4) 開示を受けることについて相手方の事前の書面による承諾があるもの

2 本規約等の変更に関する通知その他の当社から経営map x会員に対する通知又は連絡、及び、本規約等に基づいて生じた権利又は義務を、第三者に対して譲渡、移転、担保に供すること、その他処分をすることができないものとします。

3 弊社は、経営map xの営業を第三者に譲渡した場合には、同営業譲渡に伴い、弊社に対する契約上の地位及び本規約等に基づいて生じた権利又は義務並びに会員登録に際して経営map x会員が入力した情報その他の情報の一切を同営業譲渡の承認を受け承諾させることができるものと、経営map x会員は同譲渡の承諾を予め承諾するものとします。

4 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

第13条（譲渡禁止等）

1 経営map x会員は、本規約等及び経営map xに関連して相手方より書面の交付、口頭による伝達、磁気的記録媒体もしくは光学的記録媒体の交付、電子メールの送受信等により知ることのできた、相手方に関する営業上、技術上その他業務上の一切の知識及び情報の内、以下の各号に規定するものを除いては、経営map xを利用する目的のみに利用するものとし、複製、改変、第三者に対する開示、漏洩その他の一切の同目的行為をすることができないものとします。

(1) 相手方から開示を受けた時点において、既に公知となっていたことを自己が証明できるもの

(2) 相手方から開示を受けた後、自己の故意及び過失によらず公知となつたことを自己が証明できるもの

(3) 相手方より開示を受ける前に自己が知得し、又は、秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを自己が証明できるもの

(4) 開示を受けることについて相手方の事前の書面による承諾があるもの

2 本規約等の変更に関する通知その他の当社から経営map x会員に対する通知又は連絡、及び、本規約等に基づいて生じた権利又は義務を、第三者に対して譲渡、移転、担保に供すること、その他処分をすることができないものとします。

3 弊社は、経営map xの営業を第三者に譲渡した場合には、同営業譲渡に伴い、弊社に対する契約上の地位及び本規約等に基づいて生じた権利又は義務並びに会員登録に際して経営map x会員が入力した情報その他の情報の一切を同営業譲渡の承認を受け承諾させることができるものと、経営map x会員は同譲渡の承諾を予め承諾するものとします。

4 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

第14条（個人情報の保護）

1 経営map x会員は、本規約等及び経営map xに関連して相手方より書面の交付、口頭による伝達、磁気的記録媒体もしくは光学的記録媒体の交付、電子メールの送受信等により知ることのできた、相手方に関する営業上、技術上その他業務上の一切の知識及び情報の内、以下の各号に規定するものを除いては、経営map xを利用する目的のみに利用するものとし、複製、改変、第三者に対する開示、漏洩その他の一切の同目的行為をすることができないものとします。

(1) 相手方から開示を受けた時点において、既に公知となっていたことを自己が証明できるもの

(2) 相手方から開示を受けた後、自己の故意及び過失によらず公知となつたことを自己が証明できるもの

(3) 相手方より開示を受ける前に自己が知得し、又は、秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを自己が証明できるもの

(4) 開示を受けることについて相手方の事前の書面による承諾があるもの

第15条（誠実条項）

1 経営map x会員は、本規約等及び経営map xに関連して相手方より書面の交付、口頭による伝達、磁気的記録媒体もしくは光学的記録媒体の交付、電子メールの送受信等により知ることのできた、相手方に関する営業上、技術上その他業務上の一切の知識及び情報の内、以下の各号に規定するものを除いては、経営map xを利用する目的のみに利用するものとし、複製、改変、第三者に対する開示、漏洩その他の一切の同目的行為をすることができないものとします。

(1) 相手方から開示を受けた時点において、既に公知となっていたことを自己が証明できるもの

(2) 相手方から開示を受けた後、自己の故意及び過失によらず公知となつたことを自己が証明できるもの

(3) 相手方より開示を受ける前に自己が知得し、又は、秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを自己が証明できるもの

(4) 開示を受けることについて相手方の事前の書面による承諾があるもの

2 本規約等の変更に関する通知その他の当社から経営map x会員に対する通知又は連絡、及び、本規約等に基づいて生じた権利又は義務を、第三者に対して譲渡、移転、担保に供すること、その他処分をすることができないものとします。

3 弊社は、経営map xの営業を第三者に譲渡した場合には、同営業譲渡に伴い、弊社に対する契約上の地位及び本規約等に基づいて生じた権利又は義務並びに会員登録に際して経営map x会員が入力した情報その他の情報の一切を同営業譲渡の承認を受け承諾させることができるものと、経営map x会員は同譲渡の承諾を予め承諾するものとします。

4 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

5 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

6 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

7 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

4 弊社は、経営map x会員が会員登録に際して登録した登録情報の内容に起因して生じる損害について、一切の責めを免れるものとし、

5 弊社は、サーバーのメンテナンスや通信網の障害など、原因の如何を問わず、経営map xが一時的又は永久に利用できなくなることによって生じる損害について、一切の責めを免れるものとし、

6 弊社は、天災地災、一般的に期待される対策によっては感染を防止することのできないコンピューターウイルスによる被害、その他の弊社の責によらない事由に起因して生じる損害について、一切の責めを免れるものとし、

7 弊社は、原因の如何を問わず、経営map xにおいて提供する経営情報等のデータ（同サイト内で提供する情報に関連して送受信する電子メールを含みます）が消失したことによって生じる損害について、一切の責めを免れるものとし、

8 経営map x会員は、経営map xの利用を開始するに際して、又は、経営map xの利用を開始した後に、経営map xウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を経営map x会員のコンピューター等にインストールする場合には、経営map x会員が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障もしくは損傷等が生じないように、十分な注意を払うものとし、弊社は、同インストールによって生じる損害について、一切の責を免れるものとし、

9 経営map xウェブサイトから他のウェブサイトに対してリンクが提供されている場合、又は、他のウェブサイトから経営map xのウェブサイトに対してリンクが提供されている場合であっても、弊社は、経営map xウェブサイト以外のウェブサイトの存在及び内容に関して保証をするものではなく、経営map xウェブサイト以外のウェブサイトを利用すること起因して生じる損害について、一切の責めを免れるものとし、

10 経営map x会員は、経営map xの利用に際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

11 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

12 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

第13条（秘密保持）

1 経営map x会員は、本規約等及び経営map xに関連して相手方より書面の交付、口頭による伝達、磁気的記録媒体もしくは光学的記録媒体の交付、電子メールの送受信等により知ることのできた、相手方に関する営業上、技術上その他業務上の一切の知識及び情報の内、以下の各号に規定するものを除いては、経営map xを利用する目的のみに利用するものとし、複製、改変、第三者に対する開示、漏洩その他の一切の同目的行為をすることができないものとします。

(1) 相手方から開示を受けた時点において、既に公知となっていたことを自己が証明できるもの

(2) 相手方から開示を受けた後、自己の故意及び過失によらず公知となつたことを自己が証明できるもの

(3) 相手方より開示を受ける前に自己が知得し、又は、秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを自己が証明できるもの

(4) 開示を受けることについて相手方の事前の書面による承諾があるもの

2 本規約等の変更に関する通知その他の当社から経営map x会員に対する通知又は連絡、及び、本規約等に基づいて生じた権利又は義務を、第三者に対して譲渡、移転、担保に供すること、その他処分をすることができないものとします。

3 弊社は、経営map xの営業を第三者に譲渡した場合には、同営業譲渡に伴い、弊社に対する契約上の地位及び本規約等に基づいて生じた権利又は義務並びに会員登録に際して経営map x会員が入力した情報その他の情報の一切を同営業譲渡の承認を受け承諾させることができるものと、経営map x会員は同譲渡の承諾を予め承諾するものとします。

4 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

第14条（個人情報の保護）

1 経営map x会員は、本規約等及び経営map xに関連して相手方より書面の交付、口頭による伝達、磁気的記録媒体もしくは光学的記録媒体の交付、電子メールの送受信等により知ることのできた、相手方に関する営業上、技術上その他業務上の一切の知識及び情報の内、以下の各号に規定するものを除いては、経営map xを利用する目的のみに利用するものとし、複製、改変、第三者に対する開示、漏洩その他の一切の同目的行為をすることができないものとします。

(1) 相手方から開示を受けた時点において、既に公知となっていたことを自己が証明できるもの

(2) 相手方から開示を受けた後、自己の故意及び過失によらず公知となつたことを自己が証明できるもの

(3) 相手方より開示を受ける前に自己が知得し、又は、秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを自己が証明できるもの

(4) 開示を受けることについて相手方の事前の書面による承諾があるもの

2 本規約等の変更に関する通知その他の当社から経営map x会員に対する通知又は連絡、及び、本規約等に基づいて生じた権利又は義務を、第三者に対して譲渡、移転、担保に供すること、その他処分をすることができないものとします。

3 弊社は、経営map xの営業を第三者に譲渡した場合には、同営業譲渡に伴い、弊社に対する契約上の地位及び本規約等に基づいて生じた権利又は義務並びに会員登録に際して経営map x会員が入力した情報その他の情報の一切を同営業譲渡の承認を受け承諾させることができるものと、経営map x会員は同譲渡の承諾を予め承諾するものとします。

4 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

第15条（誠実条項）

1 経営map x会員は、本規約等及び経営map xに関連して相手方より書面の交付、口頭による伝達、磁気的記録媒体もしくは光学的記録媒体の交付、電子メールの送受信等により知ることのできた、相手方に関する営業上、技術上その他業務上の一切の知識及び情報の内、以下の各号に規定するものを除いては、経営map xを利用する目的のみに利用するものとし、複製、改変、第三者に対する開示、漏洩その他の一切の同目的行為をすることができないものとします。

(1) 相手方から開示を受けた時点において、既に公知となっていたことを自己が証明できるもの

(2) 相手方から開示を受けた後、自己の故意及び過失によらず公知となつたことを自己が証明できるもの

(3) 相手方より開示を受ける前に自己が知得し、又は、秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを自己が証明できるもの

(4) 開示を受けることについて相手方の事前の書面による承諾があるもの

2 本規約等の変更に関する通知その他の当社から経営map x会員に対する通知又は連絡、及び、本規約等に基づいて生じた権利又は義務を、第三者に対して譲渡、移転、担保に供すること、その他処分をすることができないものとします。

3 弊社は、経営map xの営業を第三者に譲渡した場合には、同営業譲渡に伴い、弊社に対する契約上の地位及び本規約等に基づいて生じた権利又は義務並びに会員登録に際して経営map x会員が入力した情報その他の情報の一切を同営業譲渡の承認を受け承諾させることができるものと、経営map x会員は同譲渡の承諾を予め承諾するものとします。

4 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

5 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

6 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

7 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

8 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

9 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

10 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

11 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。

12 経営map x会員は、経営map xを利用するに際して、他の経営map x会員の権利義務を定めることを目的とし、弊社と経営map x会員の間に適用されるものとします。